【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 10）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置、及び電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置を講じている（令和6年度～令和8年度）。
				《要望の内容》 上記措置について、適用期限を令和9年度～令和 11 年度末まで延長する。
				《関係条項》 地方税法附則第9条第 24 項
5	担当部局			資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和6年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			創設年度：令和6年度（改正経緯：なし）
8	適用又は延長期間			令和9年度～令和 11 年度
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 （容量市場に係る措置） 全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。 小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。 （電源入札・予備電源に係る措置）

				電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。
				《政策目的の根拠》 〇第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） （第 2 章「2040 年に向けた政策対応」3.脱炭素電源の拡大と系統整備 （1）基本的考え方 ② 供給力の確保と系統整備の必要性 …トランジション（移行）期においては、電力の安定供給を大前提に、非効率な石炭火力のフェードアウトや将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレース等の取組、必要な燃料の安定確保の取組も進めていく必要がある。こうした観点からも、必要な供給力を確保するための長期脱炭素電源オークションを含めた容量市場の着実な運用や見直しの検討、緊急時に備えた予備電源制度の継続的な検討など、安定供給を確保するための取組も引き続き必要である。 （4）火力発電とその脱炭素化 ① 総論 …今後の電力需要の高まりの可能性に備え、一層導入が拡大する変動性再生可能エネルギーとの共存の中で高需要期の供給力としての貢献を期待できるよう、発電設備、燃料サプライチェーンの維持等に留意しつつ、低稼働電源のkW維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度について、不断の検討を行う。加えて、共同火力発電事業者や自家発電事業者の非効率火力においても、脱炭素化に向けた取組が進められることが重要である。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	6．鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 容量市場・電源入札等を通じた電力の安定供給の実現。具体的には、令和 9 年度から令和 11 年度までの各年度において、最大需要時（厳気象 H1 需要時）の予備率について、安定供給に必要な水準（最低 3%）を確保する。 目標達成時期：事後評価の実施が見込まれる令和 11 年度 《測定指標》 最大需要時（厳気象 H1 需要時）の予備率
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により対象拠出金が二重課税なく控除される → 事業者は容量市場・電源入札等への参加・拠出に伴う過度な追加的税負担を負わずに済む → 二重課税を懸念した参加・拠出の萎縮が生じない → 容量市場・電源入札等の制度が円滑に運用される → 供給力の確保 → 電力の安定供給の確保

				という経路で政策目的の実現に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	＜小売電気事業者＞（単位：社） 令和 6 年度（実績）694 令和 7 年度（実績）751 令和 8 年度（推計）750 令和 9～11 年度（推計）750 ※令和4年度以降の推計値について、700～800 者で推移していることから、最新の公表実績値から同等の数値を記載。なお、実績値は、電力広域的運営推進機関が公表している「供給計画の取りまとめ」を、過去の推移は、「電力小売全面自由化の進捗状況について（2024 年 10 月 29 日 エネ庁作成）」を参照 ＜一般送配電事業者＞ 令和 6 年度～令和 11 年度： 9
				【算定根拠】 一般送配電事業者は容量市場に参入していない沖縄電力を除く9社。 小売電気事業者は、電力広域的運営推進機関に供給計画を提出した小売電気事業者数。 配電事業者は将来の新規参入・撤退の推定が困難なため含めない。
		②	適用額	[初年度（令和6年度）]1 兆 5,987 億円 [令和7年度]5,255 億円 [令和8年度推計]8,771 億円 [令和9年度推計]1 兆 3,172 億円 [令和 10 年度推計]1 兆 8,506 億円 [令和 11 年度推計]2 兆 2,094 億円 ※令和 9 年度以降、長期脱炭素電源オークションにおける約定総額が別途加算される見込み
				【算定根拠】 電力広域的運営推進機関が公表している容量市場及び予備電源制度における各年度の約定総額（以下参照）。 容量市場における各年度の約定総額（各年度のオークション結果より） 令和6年度：1 兆 5,987 億円 令和7年度：5,255 億円 令和8年度：8,771 億円 令和9年度：1 兆 3,172 億円 令和 10 年度：1 兆 8,506 億円 令和 11 年度：2 兆 2,094 億円 ※令和 9 年度以降、長期脱炭素電源オークションにおける約定総額が別途加算される見込み 予備電源制度における各年度の約定総額 令和6年度：0円 令和7年度：0円 令和8年度：0円 令和9年度：非公表 令和 10 年度：非公表 令和 11 年度：非公表

				※令和9年度～令和 11 年度は、令和7年度募集における約定電源が存在するものの、落札電源が2電源であったため、個社情報の特定を避ける観点から、電力広域的運営推進機関において約定総額の公表が無かった。そのため、計算上は考慮しない。
		③	減収額	[初年度(令和6年度)推計]171 億円 [令和7年度推計]56 億円 [令和8年度推計]94 億円 [令和9年度推計]141 億円 [令和 10 年度推計]198 億円 [令和 11 年度推計]236 億円
				【算定根拠】 容量市場及び予備電源制度における各年度の約定総額(以下参照)に法人事業税率(特別法人事業税率を含む。送配電事業者 1.3%、小売電気事業者 1.05%)を乗じて資源エネルギー庁にて試算。なお、容量拠出金のうち、8%は送配電負担と定めている。(算定方法の詳細は別紙 1 参照) 電力広域的運営推進機関が公表している容量市場における各年度の約定総額(各年度のオークション結果より) 令和6年度:1 兆 5,987 億円 令和7年度:5,255 億円 令和8年度:8,771 億円 令和9年度:1 兆 3,172 億円 令和 10 年度:1 兆 8,506 億円 令和 11 年度:2 兆 2,094 億円 ※令和 9 年度以降、長期脱炭素電源オークションにおける約定総額が別途加算される見込み 予備電源制度における各年度の約定総額 令和6年度:0円 令和7年度:0円 令和8年度:0円 令和9年度:非公表 令和 10 年度:非公表 令和 11 年度:非公表 ※令和9年度～令和 11 年度は、令和7年度募集における約定電源が存在するものの、落札電源が2電源であったため、個社情報の特定を避ける観点から、電力広域的運営推進機関において約定総額の公表が無かった。そのため、計算上は考慮しない。
		④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 　対象事業者における対象拠出金の控除適用率は、令和 6 年度、令和 7 年度いずれも 100%で推移しており、二重課税を生じさせることなく控除する取扱いが維持されている。本措置による直接的な効果である、本措置が無い場合(二重課税が生じる場合)の適用額と本措置がある場合(二重課税が回避される場合)の適用額の差は以下のとおり。 [令和6年度推計]171 億円 [令和7年度推計]56 億円

				[令和8年度推計]94 億円 [令和9年度推計]141 億円 [令和 10 年度推計]198 億円 [令和 11 年度推計]236 億円 この結果、令和 6 年度においては、夏季最大需要時点の供給予備率は全国で 9.7%、冬季最大需要電力発生時は 11.6%と、安定供給に必要な予備率 3%を確保した。また、令和 7 年度においては、予備率 12.1%を確保した。このように、制度を通じた電力の安定供給が実現されている。 なお、令和8年度は 11%以上、令和 9 年度は 7%以上、令和 10 年度は、3.5%以上、令和 11 年度は 1.6%以上の見通しが示されている。 また、達成目標は、単年度で達成すれば足りるものではなく、毎年度継続的に確保すべき水準である。令和 11 年度の予備率の見通しは目標値である 3%を下回る 1.6%以上となっている中で、本特例措置がなくなった場合、二重課税により事業者の参加・拠出が萎縮し、容量市場・電源入札等の円滑な運用が阻害され、将来の供給力確保及び予備率維持に悪影響を及ぼすおそれがある。したがって、目標を達成している現状においても、本特例措置を引き続き実施する必要がある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 本措置がある場合とない場合の適用額:別紙1参照 令和 6 年度実績:電力広域的運営推進機関 年次報告書 -2025 年度版- 令和 7 年度実績:電力広域的運営推進機関 2026年度供給計画の取りまとめ 令和 8～9 年度見込み:電力広域的運営推進機関 2026年度供給計画の取りまとめ 令和 10～11 年度見込み:電力広域的運営推進機関 中長期の厳気象 H1 需要時の需給見通しについて(2026 年 6 月 2 日)
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置を通じ、容量拠出金、電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。 〇直接的効果の把握・分析手法及び他の要因の影響を除いていると考える理由 本特例措置がなされない場合、容量拠出金、電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保されず、制度運用の円滑化が阻害され、電力の安定供給確保に悪影響を及ぼし得ると考えられる。

				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、小売電気事業者・一般送配電事業者等に対する二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保するためのものである。本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ適用されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似の政策目的に係る支援措置として、「電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）」が存在するが、本特例措置の対象である容量拠出金及び電源入札拠出金は、託送料金とは別に小売電気事業者・一般送配電事業者等が負担する費用であるため、代替されない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置の目的である電力の安定供給確保は、あらゆる地域・地方公共団体にとって必要不可欠と考えられる。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 5 年度（総務省行政評価局による点検結果：【R5 経産 12】）